

岡山県障害者施策推進審議会条例

(設置)

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 障害者
- 四 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、二年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、子ども・福祉部において行う。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四七年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年条例第四号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分は、公布の日から施行する。

（平成六年規則第三六号で平成六年六月一日から施行）

附 則（平成一二年条例第九六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三八号）
（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

（平成二四年規則第四六号で平成二四年五月二一日から施行）

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の岡山県障害者施策推進協議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進協議会は、第二条の規定による改正後の岡山県障害者施策推進審議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（令和五年条例第二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。